

秋田市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

別紙（省略）のとおり

2 供用開始の期日

令和4年3月31日

3 縦覧期間

令和4年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで